

介護サービス相談員派遣事業 について



川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課
事業者指導係

介護サービス相談員派遣事業とは？

川崎市から、介護保険事業所に介護サービス相談員を派遣し、サービス利用者やその家族の相談に応じることで、利用者と事業者の間の橋渡し役となって、疑問や不満、不安の解消・施設や事業所の介護サービスの質の向上を図っています。本市だけでなく、全国の市町村で同様の取り組みを行っています。

【派遣先】

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホーム **NEW**

サービス付き高齢者向け住宅 **NEW**



介護サービス相談員はどんな人？

- 市町村が「事業の実施にふさわしい人格と熱意をもっている」と認めた人
- 基本カリキュラムによる40時間以上の介護サービス相談員養成研修を修了し、各市区町村長の任命（委嘱）を受けた人

（参考）2024年度 養成研修の内容（一部抜粋）

1～4日目（座学）

介護保険制度の基礎知識、身体拘束・高齢者虐待への対応、利用者の権利擁護（成年後見制度等について）、接遇 等

5日目（フィールドワーク）

施設への訪問

6日目（フォローアップ）

フィールドワークの振り返り等

活動内容は？

1 回の訪問での活動

訪問

1 か月に1回程度、
原則2人1組で
訪問

利用者から
話を聞く

行事に参加する等、
サービス提供状況
を把握

事業所へ
フィードバック

気になった点や利
用者からの話等を、
可能な範囲で伝達

川崎市へ報告

指定の様式を用いて報告

意見交換

市と相談員とで報告
書を共有



活動内容は？

- ・介護サービス利用者等の疑問や不安の解消に向けた支援（相談・観察）
- ・介護サービス利用者の権利擁護支援
- ・身体拘束の抑止と廃止への助言・支援
- ・虐待の抑止と早期発見
- ・利用者の孤独感の解消等の精神的なサポート
- ・認知症の理解促進、認知症高齢者とその家族への支援
- ・認知症キャラバン・メイト／認知症サポーター
- ・サービスの改善等への提言
- ・介護サービス適正化の推進
- ・地域共生に関わる一員としての役割
- ・介護保険制度等の情報提供と普及啓発 など



注意点

介護サービス相談員は、市の職員や派遣社員ではありませんので、次のようなことは、行えません。

●派遣先事業者の評価はしない

→ 事業者と共にサービスの質向上を目指す役割です。
指導や評価は行えません。

●車いす等への移乗、食事介助など「介護」にあたる行為はしない

→ 介護サービスの質的な向上に向けた相談活動が目的です。
介護ボランティアではありません。

●利用者同士及び家族間のトラブルなどの仲裁は行わない

→ 介護サービス相談員等は仲裁や問題解決をする役割ではなく、
各機関・専門家・担当者等への橋渡し役です。

申込方法

川崎市のホームページから、派遣申出書様式をダウンロードし、メール・FAX等でご提出ください。

- ・川崎市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016831.html>

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 >
高齢者・介護保険 > 介護保険制度 >
介護保険とは > 介護保険サービス >
介護保険サービスの利用に関する事業所情報 >
川崎市介護サービス相談員派遣事業

【送付先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
事業者指導係

メール：40kosui@city.kawasaki.jp

FAX：044-200-3926

たくさんのお申し出をお待ちしております
ご清聴ありがとうございました。

